

教育訓練給付制度に関する概要のご説明

給付制度の概要

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として、対象一般教育訓練を受講し修了した場合、当該受講者本人が支払った費用の20%に相当する額を限度に公共職業安定所より支給されます。

対象者

- ① 雇用保険の被保険者であり、支給要件期間が3年以上ある方
- ② 被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）から1年以内かつ支給要件期間が3年以上の方
- ③ 受講料を自らの名において、直接支払いされる方

給付までの流れ

1. 受給資格の確認 ハローワーク（または陸災防岐阜）→ 受講者 → ハローワーク
 - ① 公共職業安定所（ハローワーク）又は教育訓練施設（陸災防岐阜）で「支給要件照会票」を受けてください。
 - ② 必要事項を記入し、「本人・住居所確認書類」を添付してハローワークに提出してください。
「6.指定番号」、「教育訓練施設の名称」、「教育訓練講座名」の記載
当該教育訓練が、教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて照会する場合に記入するので、記入不要です。

「8.訓練の種別」

- 1 一般教育訓練と記入してください。

※支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。

2. 講習予約・申込 受講者 ⇄ 陸災防岐阜 「給付金申請の旨」申し出、資料等配布
 - ① 講習受講の予約又は申込時に、教育訓練給付金の申請を希望する旨をお申し出ください。
 - ② 「制度周知リーフレット」、「明示書」を配付します。
 - ③ 入金確認後、必要事項を記載した本人あて「領収書」を発行します。
 - ④ 販売代理店等として各地区労働基準協会を登録していますので、各地区労働基準協会で申込された時には、「販売員」をご確認ください。
3. 受講 ハローワーク → 受講者 → 陸災防岐阜 「支給要件回答書」
 - ① ハローワーク発行の「支給要件回答書」を提出してください。

4. 修了 陸災防岐阜 → 受講者 「教育訓練修了証明書」等

- ① 当該受講者が基準を満たして修了する必要があります。
- ② 修了確認後、「教育訓練修了証明書」等の必要書類を配布します。

「教育訓練給付金支給申請書」

「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」

「教育訓練修了証明書」

「返還金明細書」(必要に応じて)

「教育訓練経費等確認書」(ご請求があつた場合)

- ③ 教育訓練給付金支給申請書のご説明

「7.指定番号」、「教育訓練施設の名称」、「教育訓練講座名」

「8.受講開始年月日」「受講修了年月日」、「10.教育訓練費」

「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記入してください。

「キャリアコンサルタントの名称」「11.キャリアコンサルティングを受けた年月日」

「12.キャリアコンサルティングの費用」

記入不要です。

「教育訓練講座の受講をあつせんした販売代理店及び販売員の名称」

申込時にご確認いただいた販売代理店と販売員名をご記入ください。

5. 給付金申請 受講者 → ハローワーク

- ① 受講後1カ月以内にハローワークに申請してください。
- ② 提出書類

「教育訓練給付金支給申請書」

「教育訓練修了証明書」

「領収書」

「本人・住居所確認書類」

「返還金明細書」(発行された場合)

「教育訓練経費等確認書」(発行された場合、ハローワークにおいて記載することも可)

6. 給付金支給 ハローワーク → 受講者

- ① 指定口座に入金されますので、ご確認ください。

※その他、制度に関する詳細につきましては、ご本人様の住居所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)でご確認ください。